

注意

- ① 許可証は必ず着用し、定められた漁法により操業して下さい。
- ② 許可証無着用で3回注意を受けた者は、操業停止を命じます。
- ③ 魚類の生息には環境が一番大切です。
- ④ 素材を大切にし、誰にでも出来るゴミの持ち帰りを必ず実行して下さい。
- ⑤ 林産物や農産物は、農家の大切な収入源です。
- ⑥ 絶対に持ち帰ってはいけません。

漁業の禁止区域及び制限区域

益田市神田町1614番地
高津川漁業協同組合
<http://www.takatugawa.or.jp>
TEL 0856-25-2911
FAX 0856-25-2973

